

要 望 書

(総務大臣ほか) 様

平成 23 年 6 月 8 日

地上デジタル放送普及対策検討会

会長(佐賀県統括本部副本部長) 志波 幸男

地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策の推進について

第1 提言・要望の要旨

平成 23 年 7 月 24 日の地上デジタル放送への完全移行まで残り 1 か月余りとなり、移行対策も最終段階を迎えた。

東日本大震災の被災地の現状を踏まえ、被災地域に対する特別な対策を講じるとともに、その他の地域においては、残された短い期間の中で、国民が混乱することなく地上デジタル放送への対応を確実に完了し、引き続きテレビが視聴できるよう、地域の実態に応じたよりきめ細かな対策の実施に万全を期すこと。また、移行後であっても必要な対策が継続されるよう、特段の取組を行うこと。

第2 提言・要望の具体的内容

総務省では、地上デジタル放送への完全移行 6 か月前となる平成 23 年 1 月 24 日に「完全デジタル化最終行動計画」をまとめられ、併せて、国民の視点に立ったテレビ放送の完全デジタル化を加速推進するための「完全デジタル化に向けた最終国民運動」を策定されたところである。

こうした中、岩手県、宮城県、福島県の沿岸部を中心に、東日本大震災による甚大な被害がもたらされた。被災地においては、デジタル化移行の新たな障害が発生するなど、すべての国民が確実にデジタル化に移行することが困難な状況になったものの、その他の地域においては、残されたわずかな期間内において、各種施策等が自治体や対象者に十分理解されるよう、より一層、徹底した周知を図るなど、国民の混乱を避けるための万全の取組が必要である。しかしながら、新たな難視地区やデジタル混信地区など、やむを得ずデジタル化対応が完了していない場合もあり、アナログ停波後も引き続き対策を講じる必要がある。

こうしたことから、地上デジタル放送の送受信対策について主要な役割を担う国及び放送事業者は、地元自治体をはじめ関係者との連携を更に深め、自らの責任と負担において、次の事項に全力で取り組むことを強く要望する。

I 完全移行までの最終的な取組の強化について

1) アナログ放送終了に向けての最終体制等について

すべての国民が混乱なく地上デジタル放送へ移行できるよう、「完全デジタル化最終行動計画」にのっとり、残る期間内に、国、放送事業者など関係者がその責任に応じて、地域別の各種対策目標の進行管理（残数管理）を行うなど、万全の体制を取ることに。

「完全デジタル化最終行動計画」において示された危機管理体制を確立し、具体的な方針を早急に示すこと。

地上デジタル放送に未対応の世帯等に対する最終確認活動については、「完全デジタル化に向けた最終国民運動」における「地デジボランティア全国声かけ・念押し運動」等の実効性のある取組に向けて、国の責任と負担において人員等を確保し、いわゆる「サイレント層」の発掘や能動的支援に強力に取り組むこと。また、実施に当たって地元自治体に協力を求める場合には、当該自治体と十分な協議を行い、必要となる経費についても当該自治体に負担を転嫁することがないように、理解と合意を得ながら進めること。

今年7月には1日最大60万件の電話相談が集中すると想定される総務省地デジコールセンター及びデジサポについては、適切な対応ができるよう、早期に必要な人員・回線数等の拡充を図ること。また、デジサポによる受信相談、現地調査・助言等については、地域の実情に応じた内容となるよう、地元自治体及び放送事業者と十分に調整すること。

市町村の役場窓口等、生活に身近な場所に設置される臨時相談コーナーの運営については、国の責任と負担において、地域の実情に応じた適切な助言や対応ができる体制を整備すること。また、実施に当たって地元自治体に協力を求める場合には、当該自治体と十分な協議を行い、必要となる経費についても当該自治体に負担を転嫁することがないように、理解と合意を得ながら進めること。

2) アナログ放送終了計画の周知等について

アナログ放送の終了に当たっては、国は放送事業者などの関係者と連携して、国民に対しアナログ放送停波のプロセスなどの情報を分かりやすく丁寧に説明するとともに、特に、移行直前となる7月においては、その取組を更に強化すること。

国及び放送事業者は、テレビスポットや地デジ化テストのみならず、あらゆる広報手段等を十分に活用し、情報の届きにくい高齢者、障がい者世帯などにも確実に必要な情報が届くよう、幅広い周知広報活動を展開すること。

3) 低所得世帯への地デジチューナー等の支援等について

全ての対象世帯（NHK放送受信料全額免除世帯及び市町村民税非課税世帯）に対し、確実に給付が行われるよう、更に効果的な周知広報活動を行うなどにより一層の周知徹底を図ること。また、給付を受けた市町村民税非課税世帯に対して、世帯すべてが視聴できるよう、必要に応じて訪問設置などの十分な対応を行うこと。

支援対象世帯の把握、周知、申込書の配布等については、国及び地デジチューナー支援実施センターの責任と負担において実施すること。また、実施に当たって地元自治体に協力を

求める場合には、当該自治体と十分な協議を行い、必要となる経費についても当該自治体に負担を転嫁することがないよう、理解と合意を得ながら進めること。

世帯からの支援申込から機器送付までの期間については、地上デジタル放送への完全移行に間に合うよう、事務処理の迅速化を図ること。また、そのための人員等の増強を図ること。

4) 地デジ対策としてのケーブルテレビ利用料の低廉化について

ケーブルテレビへの移行により地デジ対策を行う場合にあっては、ケーブルテレビ事業者に対し、地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入等により、低廉な利用料となるようケーブルテレビ事業者を支援するとともに、社団法人日本ケーブルテレビ連盟をはじめ事業者に対し強く働きかけ、その実現を図ること。

5) 新たな難視対策及びデジタル混信対策の更なる推進について

「新たな難視」については、今なお未対応世帯が数多く存在しているため、国及び放送事業者の負担と責任において、早急に整備の時期や対策手法を明らかにし、早期かつ確実に恒久的な対策を実施すること。また、本来は国及び放送事業者の責務により解消すべきであることから、対策手法は可能な限り、中継局によること。

地上デジタル放送難視対策を適切かつ効率的に進めるため、各難視地域の住民や地方公共団体に対して、適時適切に正確な説明及び情報提供をすること。

デジタル混信により地上デジタル放送を視聴できない世帯に対する助成制度については、対象地域の住民への周知を徹底し、対策が円滑かつ早期に完了するようにすること。

6) 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の対応の促進について

受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設について、デジタル化未対応施設が残ることのないよう、施設管理者等に対し、国として適切な指導を行うなどの対策を講じること。

デジサポにおけるビル管理者訪問、対象世帯への直接的な働きかけ、管理者不明施設等の困難施設への対応を強化し、その取組に必要な人員を配置すること。

各種対策の実施については、有線テレビジョン放送法、有線電気通信法等に基づく所定の届出等がされていない施設も含めて、必要な情報が届くよう取り組むこと。

7) 暫定的な衛星利用による難視聴対策について

完全移行後に全くテレビを見られない状況はあってはならないことから、申告により判明する新たな難視も含め、確実に対策を実施するとともに、対象世帯の把握にあたっては「アナログも難視」に分類されている世帯の視聴実態も確認すること。

地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）への掲載は、地デジ難視対策衛星放送の問題点等について十分に説明し、対象地区の理解と合意を得た上で行うこと。

Ⅱ 完全移行後のフォローアップの取組について

1) 相談体制等の継続について

総務省地デジコールセンター及びデジサポについては、完全移行後においても適切な対応ができるよう、当分の間、必要な人員及び回線数の継続的な確保を図ること。

2) 危機管理体制の構築について

危機管理体制の構築にあたっては、7月24日のアナログ放送の停波に伴い発生するトラブル等をあらかじめ想定し、迅速な対応、解決を図ることができる体制とすること。併せて、停波直後の混乱を解消するため、地デジチューナーの無償貸与、衛星セーフティネットの活用、アンテナ設備の簡易な改修・調整を行うなど、応急処置的な即時即応の取組を実施する体制を整備すること。

3) デジタル中継局の整備促進について

難視対策用中継局で、平成23年以降の整備となる場合にあっては、地デジ難視対策衛星放送終了までの受信側対策の実施に要する期間を考慮し、可能な限り整備の前倒しを行うこと。

4) 恒久的対策のための施設の新設、維持管理等に対する支援について

新たな難視地区や暫定的な衛星利用による対策地区において、共聴施設整備などの恒久的対策の住民の自己負担が35,000円(NHK助成を受ける場合は7,000円)を超える費用については、国又は放送事業者が負担するなど助成制度を拡充し、特に、少数世帯となる地区において過重となっている住民負担の軽減を図ること。

地上デジタル放送移行の難視聴対策として、やむを得ずケーブルテレビ網を整備するに至った市町村に対しては、整備後の管理・運営及び機器の更新に要する経費について、地方財政措置を講じること。

共聴施設の新設やケーブルテレビへの移行など、地上デジタル放送対応後に新たに必要となる維持管理費について、住民の負担軽減を図るための新たな支援制度の創設を検討すること。また、維持管理費を地元自治体が支援する場合にあっては、地方財政措置を講じること。

暫定的な衛星利用による対策となった地区が、恒久的対策として、辺地共聴の新設及び受信点移設等による改修を実施する際には、電力柱及びNTT柱の共架が可能な場合であっても、後年度の維持管理経費が共架料よりも安価となる自営柱の設置経費を補助対象とすること。

共聴施設やケーブルテレビ網の整備に伴い電柱共架料が必要となる場合には、電力会社等に共架料の免除・軽減措置を講じるよう働きかけるとともに、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に免除・減免等の規定を追加すること。

5) 暫定的な衛星利用における地上テレビ放送への移行について

地デジ難視対策衛星放送終了までに実施する地上テレビ放送への移行については、速やかに暫定的・緊急避難的措置からの移行を図るため、国及び放送事業者の負担と責任において、

早急に整備の時期や対策手法を明らかにし、早期かつ確実に恒久的な対策を講じること。また、本来は国及び放送事業者の責務により移行すべきであることから、対策手法は可能な限り、中継局によること。

地上デジタル放送難視対策を適切かつ効率的に進めるため、各難視地域の住民や地方公共団体に対して、適時適切に正確な説明及び情報提供をすること。

地上系の放送基盤が整備されるまでの間、身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報が、対象世帯へ提供される手法を検討し、対策を講じること。

現在アナログ放送で視聴している番組(区域外波を含む。)を地デジ難視対策衛星放送の対象とすること。

6) アナログ放送中継局、受信障害対策施設の撤去について

アナログ放送中継局のうち放送事業者が経営的な問題から自力では整備することができない中継局について、市町村が国の支援制度を活用して整備し、維持してきたが、アナログ放送停波に伴い撤去する必要があることから、アナログ放送中継局の撤去に関する支援制度を創設すること。

デジタル化に伴い受信障害が解消した場合の受信障害対策施設の撤去について、対応の指針等を示すこと。

7) 高性能等アンテナ対策事業及びケーブルテレビ移行対策事業の取扱いについて

高性能等アンテナ対策事業におけるアンプの複数台設置及びケーブルテレビ移行対策事業における幹線から各世帯までの引込用のケーブル敷設工事費用について、国庫補助対象とすること。

Ⅲ 東日本大震災の被災地に対する対策について

1) 東日本大震災の被災地に対する特別な対策の実施について

放送事業者において発生するアナログ放送停波延期に係る新たな費用については、全額国費で負担すること。

辺地共聴施設、受信障害対策共聴施設及びデジタル中継局の復旧について、経済的に困窮している被災者や放送事業者に更なる負担が発生しないよう復旧費用は全額国費で負担すること。

地震・津波により中継局・ケーブルテレビ・辺地共聴施設が損壊し、地デジ難視となった世帯の暫定衛星対策について、「被災地での地デジ難視対策衛星放送の一時利用」と同様、申込みを簡略化すること。

商用ケーブルテレビ地区、自治体ケーブルテレビ地区及び共聴地区(NHK共聴・自主共聴)に用意された公営住宅・空き家等に入居される避難者に対する初期費用(加入金+接続工事費)は、全額国費で負担すること。

流失・半壊した既設共聴が国費支援を受けて速やかに新設・改修を実施した場合に、工事完了後に戻られる世帯の初期費用(加入金+接続工事費)は全額国費で負担すること。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故で被害を受けている地域に対して、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。

IV その他の取組の強化について

1) 悪質商法等対策について

アナログ放送終了の期限が迫る中、悪質商法・詐欺事象などの増加が懸念されることから、こうした事案について、関係機関の連絡体制をより密にし、ホームページやパンフレットのほか、テレビスポット等を活用した注意喚起を引き続き行うとともに、情報の共有・提供を図り、被害の発生・拡大の防止の取組を強化すること。

2) 廃棄物・リサイクル対策について

不法投棄防止や環境汚染対策の観点から、アナログテレビについてもチューナーの取付けにより引き続き使用可能であることや、アナログ受信機を廃棄する場合には、適正に処理する必要があることについて、改めて注意喚起を行うなど、関係機関等との連携をより密にし、十分な周知を行い、廃棄・リサイクル対策の取組を強化すること。